

新規指定の重要文化財

名 称	きょうがみさきとうだい 経ヶ岬灯台	棟 数	1 基 1 棟
所 在 地	京都府京丹後市丹後町袖志小字経ヶ岬		
所 有 者	国（海上保安庁）		
指定基準	（三）歴史的価値の高いもの		
建 物 名	構 造 形 式	建 立 年 代	
とうだい 灯台	金属製、石造、建築面積八二・三六平方メートル	明治 31 年（1898）	
きゅうだいいちものおき 旧第一物置	石造、建築面積七四・四一平方メートル、金属板葺	明治 31 年（1898）	

[解説]

—近畿地方最北端に位置する白亜の洋式灯台—

京都府の日本海側最北端、若狭湾を東に臨む経ヶ岬に位置する洋式灯台。明治 31 年の建設で、設計監理は逓信省航路標識管理所による。高さは 13.7 メートル。

日清戦争後の海運助成の拡大により、明治後期から灯台建設が進捗した、日本海沿岸に建つ第一等灯台。近畿地方における、日本海側航路の安全・発展に寄与した。重いレンズを水銀で浮かせて回転を容易にする水銀槽式回転装置導入の嚆矢であり、これによりレンズの光力増大と閃光方式の多様化が可能になった。

旧第一物置などは当初の施設を残すものであり、あわせて保存を図る。



灯台



旧第一物置